

# 浄化槽一括契約システム 4月からスタート!!

浄化槽一括契約システムは、設置者の義務である保守点検と法定検査を、「海部郡浄化槽一括契約協議会」を通じて一括して契約でき、安心して浄化槽を使用することができる大変便利なシステムです。

## 浄化槽は適正な維持管理が必要です!

浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な保守点検と清掃をする必要があります。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかどうかを確認するために、法定検査を受検することが浄化槽法により義務づけられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

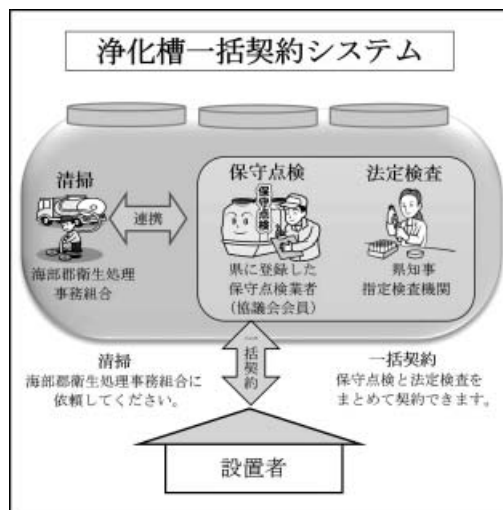
## 一括契約のメリット

- 保守点検・法定検査が同時に契約でき、個々に契約するわずらわしさがなくなります。
- 保守点検が確実に実施され、年1回の法定検査で総合的な維持管理が保たれます。
- 年間の費用が明確になり、まとめて支払うことができるので、安心して使用できます。
- 保守点検・法定検査・清掃の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。
- 保守点検・法定検査の作業月が明確になり、計画的に実施され、業者の連携により確実な維持管理ができます。

## 一括契約のお申込みについて

美波町内の浄化槽の一括契約は、保守点検と法定検査をまとめた契約となります。「海部郡浄化槽一括契約協議会」の会員が契約手続きを行いますので、現在、契約をしている会員業者に申し込みをしてください。

なお、詳細につきましては、協議会事務局又は会員業者にご確認ください。



## 【会員業者】

カライフカンキョウ協業組合 ☎ 73-0806  
 大田環境設備 ☎ 72-3007  
 坂本環境サービス ☎ 73-3871  
 宮本水環境サポート ☎ 72-1446  
 山本電気設備 ☎ 73-0746

## 【お問い合わせ先】

◆協議会・一括契約・法定検査に関すること  
 事務局  
 (公社)徳島県環境技術センター ☎ 088-636-1234

◆清掃に関すること  
 海部郡衛生処理事務組合 ☎ 72-2696

◆浄化槽全般に関すること  
 徳島県 水・環境課 ☎ 088-621-2279  
 南部総合県民局 環境担当 ☎ 0884-28-9858  
 役場建設課 ☎ 77-3618



## ★美波町公共下水道排水設備指定工事店の受付について

美波町公共下水道排水整備指定工事店については、平成27年3月31日で有効期間が満了します。

指定工事店の更新を希望される方は、建設課へ更新申請してください。

なお、有効期間内の途中受付(新規申込)も随時行っております。

■更新申請期間……平成27年2月2日(月)～27日(金)(土・日・祝日を除く)

■有効期間……平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)  
 ※途中受付も随時行っております。

■申請手数料……10,000円

■申請書類……「美波町ホームページ(建設課)」からダウンロードしてください。  
<http://www.town.minami.tokushima.jp/soshiki/kensetsuka/>

【お問い合わせ先】 役場建設課 ☎ 77-3618

シリーズ80

快適生活  
**下水道**

